

# V 参考資料

## 1 西北管内地域指定一覧

市町村名	農業地域類型	都市計画			農業振興地域指定	地域振興		
		都市計画	市街化区域	用途区域		振興山村地域	半島振興地域	特定農山村振興地域
五所川原市	平地農業地域(水田型)	一部		一部	一部			
旧五所川原市	平地農業地域(水田型)					○(飯詰村)	津軽地域	○(飯詰村)
旧金木町	中間農業地域(田畠型)					○(吉良市村)	津軽地域	○(喜良市村)
旧市浦村	中間農業地域(田畠型)					○(相内村、脇元村)	津軽地域	○(相内村・脇元村)
つがる市	平地農業地域(水田型)	一部		一部	一部			
木造町	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
森田村	平地農業地域(田畠型)						津軽地域	
柏村	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
稻垣村	平地農業地域(水田型)						津軽地域	
車力村	平地農業地域(田畠型)						津軽地域	
鰺ヶ沢町	中間農業地域(田畠型)	一部		一部	一部	○(赤石村、中村)		
深浦町	山間農業地域(田畠型)				一部			
旧深浦町	山間農業地域(田畠型)					○		○
旧岩崎村	山間農業地域(田畠型)					○		○
板柳町	平地農業地域(田畠型)	全域		一部	○		津軽地域	
鶴田町	平地農業地域(田畠型)	全域		一部	○		津軽地域	
中泊町	中間農業地域(水田型)				一部			
中里町	平地農業地域(水田型)						津軽地域	○
小泊村	山間農業地域					○	津軽地域	○
備考								

地域振興			農業振興				環境保全		地すべり防止 区域指定	急傾斜崩壊 危険区域指定
過疎地域	特別豪雪地帯	豪雪地帯	野菜指定産地	果樹濃密生産団地	酪農・肉用牛 生産近代化計画	広域営農団地整備計画	自然環境保全地域	自然公園		
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ ばれいしょ	りんご ぶどう		○				O12
○	○						○			
○		○					○	芦野池沼群県立自然公園 (S50.6.17)		O1
○		○					○	津軽国定公園 (S50.3.31)		O3
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ	りんご	○	○				O8
○		○								
○		○								
○		○								
○		○								
○		○								
○	○		夏秋トマト 夏だいこん	りんご		○	○	<緑>大高山 (S50.7.12) <県>然ヶ岳 (S51.10.14)	津軽白神県立自然公園 (S56.7.7)	O11 O13
			夏秋トマト 秋冬ねぎ		○	○	○	白神山地 (H4.7.10)	津軽国定公園 (S50.3.31)	O9 O100 O57
○		○						白神山地 (H4.7.10)		
○		○								
○		○	夏秋トマト	りんご ぶどう		○				
○		○	夏秋トマト							
			夏秋トマト 夏ねぎ 秋冬ねぎ ばれいしょ	りんご ぶどう	○	○		芦野池沼群県立自然公園 (S33.10.14)	O2 O36 O40	
○		○						○		
○		○						○		
								<県>自然環境保全地域 <緑>県緑地保全地域		数字は箇所数

## 2 青森県の事業負担区分一覧

(令和4年4月1日現在)

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	扱い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	農業水利施設保全合理化事業	用排水施設整備事業(農業用排水施設の新設、廃止又は変更(以下「農業用排水施設整備」という))を実施するもの(国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設の変更であって、既存施設を有効活用するとの認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く)	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の軽作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水イ 様門、排水路等の更新又は整備を実施するもの イ の事業と用水路の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものを一体的に実施するもの	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「国・県営造成施設」)に関する機能保全計画の策定(当該施設の機能診断を含む) ウ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事(現地復旧を含む。)の実施	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施するもの イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものを併せて一體的に実施するもの ウ 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)併せて、中心經營体農地集積促進事業を一體的に実施するもの	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
(5) 簡易整備型	農業水利施設保全合理化事業	ア 水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備 イ 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備	県 市町村 改良区等	50 ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	ガイドライン ※は更新事業に適用 ( )は中山間等地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 扱い手育成対策	畠地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除磧、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一體的に実施するもの					
2) 扱い手支援対策	畠地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除磧、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一體的に実施するもの エ 農業用排水施設整備のうち畠地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業(単独設備整備) 次に掲げる(7)又は(1)のいずれかを行なう事業(単独土壟改善) (7) 客土、暗渠排水及び除磧、土壤改良並びにこれを補完するための農地保全、交換分合、農業集落環境管理 カ 施設整備 (4) 暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一體的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る 事業を総合的に実施する事業 営農用水施設整備のみを行う事業(単独営農用水) 水管理施設整備のみを行う事業(単独水管理施設)	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※は才に適用
(2) 畠地帯総合整備中山間地域型							
1) 扱い手育成対策	畠地帯総合整備事業	上記2(1)の事業を中山間地域等で実施するもの	県	55	27.5	17.5	
2) 扱い手支援対策	畠地帯総合整備事業	上記2(1)の事業を中山間地域等で実施するもの	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※は才に適用
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業であつて次のいずれかに該当する事業 ア 農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を一體的に行なうものであり、かつ、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行なうもの イ 農業生産基盤整備事業を行なうものであり、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行なうもの	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	ガイドライン ( )は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む)の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	県	55 (55)	34 (34)	11 (11)	大規模 ( )は中山間等地域

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
2)一般整備型  3)長寿命化型  (2)ため池群整備工事	ため池等整備事業	築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を及ぼしているため池の水質を改善するために必要な工事	県	55	28	17	大規模
		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画(施設長寿命化計画等)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事		50 (55)	33 (33)	17 (12)	小規模 ( )は中山間等地域
		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備					
3用排水施設等整備事業	湛水防除事業  (1)湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)	ア 現存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水排水事業が実施された地域)で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修(ア)併せ行うものを除く。)(排水管理施設整備工事) アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更(湛水防除施設改修工事)	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	( )は中山間等地域
(2)用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するため緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するため行う土石留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備(土砂崩壊防止工事)又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置(水抜工)及びこれに関連する整備		55	28	17	大規模
4農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5地域防災機能増進事業 (1)土地改良施設豪雨対策事業 (2)土地改良施設耐震対策事業 (3)農道防災対策工事		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修	県	50 (55)	未定	未定	( )は中山間等地域
		土地改良施設の耐震改修		55	未定	未定	大規模
		農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備		50 (55)	未定	未定	小規模 ( )は中山間等地域
6農業用河川工作物等応急対策事業	農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等)の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備、農業用道路横断工作物の耐震補強整備	県	55 ①50 (55) ②50 (55)	37 ①42 (42) ②32 (32)	8 ①8 (3) ②18 (13)	大規模 小規模① 小規模② ( )は中山間等地域
7特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ウ 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	ガイドライン ( )は中山間等地域
8水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設、水質保全施設等の新設、廃止、変更	県	50 (55)	未定		( )は中山間等地域
9地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事、地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施する	県	50	50	-	
10防災重点農業用ため池緊急整備事業 (1)ため池総合整備工事 1)地震・豪雨対策型 2)一般整備型 (2)ため池群整備工事	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、上記2(1)1)の事業を実施するもの 防災重点農業用ため池を対象に、上記2(1)2)の事業を実施するもの 複数の防災重点農業用ため池を対象に、上記2(2)の事業を実施するもの	県	55	34	11	大規模
農地耕作条件改善事業		基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて実施 基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入を実施		50 (55)	34 (34)	16 (11)	小規模 ( )は中山間等地域
1 地域内農地集積型 2 高収益作物転換型 3スマート農業導入推進型	経営育成基盤整備事業 農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて実施 基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入を実施	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
農業水路等長寿命化・防災減災事業 1長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業 広域農業用水適正管理対策事業	機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管管理・維持管理の省力化、ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等	市町村等	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	( )は中山間等地域 ※は更新事業に適用
2防災減災対策	ため池等整備事業 農村灾害対策整備事業 集落基盤整備事業	災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の統廃合等、防災減災に資する対策、ハード対策を行うための、耐震性点検・調査等	県 市町村等	50 (55)	29~35 (29~35)	15~21 (10~16)	
農村整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の污水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理雨水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等	県 市町村等	50 (55)	未定	未定	( )は中山間地域
2農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物物流の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等	県 市町村等	100	-	-	
3計画策定等事業	農村整備事業	農村整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討による整備方針の策定、農村インフラ施設の機能保全計画の策定	県 市町村等	100	-	-	
農山漁村地域整備交付金 1農業農村整備基盤整備事業 ①農地整備 ②通作条件整備 ③基盤農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るために重要なかつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備 イ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を実施	県	50	37	13	

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
②一般農道整備	通作条件整備事業	<p>ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備 イ 樹園地等型 経営の近代化・省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化・省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法に基づき指定された野菜指定産地における畠地をウ 主体とした農用地、田畑輪換を行う水田地帯の農用地における農道の整備 エ 農業集落間型 農業の生産条件が不利な地域において、農業集落を結ぶ農道の整備 オ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面から更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を実施</p>	県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	[ ]は山村、過疎、半島(一般型のみ)
(2)水利施設整備							
1)広域農業用水適正管理対策事業	広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき頭首工、水門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業					従前の国営土地改良事業と同率
2)地域用水環境整備事業	農業水利施設魚道整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るために、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業(地域用水環境整備事業(親水・景観保全施設整備、生態系保全施設整備、地域防災施設整備、漏水対策施設整備、利用水保全整備、地域用水機能増進施設整備、小水力発電整備)、歴史的施設保全事業)	県	50	50	-	
(3)農村整備							
1)農村集落基盤再編・整備事業	①集落基盤再編型	集落基盤整備事業 農業集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るために、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施	県	50	25	25	
	②中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業 農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する事業(集落型事業、広域連携型事業)	県	55 55	30 27.5	15 17.5	下物 上物
2)農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	<p>ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設(農業集落排水施設等)の整備又は改築 イ ウ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定</p>	市町村 改良区等	50	-	50	農業集落排水促進事業(県単) <sup>※1</sup> による補助あり
			市町村	定額	-	-	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。
2 海岸保全施設整備事業							
1)海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るために、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業	県	50	50	-	
3 効果促進事業		農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県 市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100
地方創生推進交付金(道整備交付金)	広域営農圃地農道整備事業 通作条件整備	広域営農圃地における農道網の基幹となる農道の整備並びにこれと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備及び生態系保全施設整備	県	50	36	14	
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保するもの	県	30 [40] ※1/3	40 [40]	30 [20] 28.572	( )は特別型で実施の場合。 ※治水協定を締結した農業用ダムの場合
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	基幹施設管理体制整備事業	国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成附帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施(土地改良区含む)	県	計画・ 推進 50 支援 50	25 (市町村) 25 (市町村) 25	(市町村) 25 (市町村) 25	
水利施設管理強化事業	基幹施設管理体制整備事業	<p>ア 一般型 水利施設管理強化計画(以下「管理強化計画」という。)に基づき、国営造成施設(共同事業により造成した施設を含む。)及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合(以下「土地改良区等」という。)に対する管理経費の支援 特別型 農業用ダム(一般型の対象となるものを除く。)の既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結及び治水協定に基づき実施する取組に対する支援</p>	県	50	25	25	
土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化事業	土地改良施設管理者の農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、施設の機能の保持と耐用年数を確保するための適期的な整備補修、設備改善を実施	市町村 改良区等	30	30	40	
災害復旧事業 <sup>※2</sup>							
1 県営災害復旧事業	(1)農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術を必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定	
	(2)海岸保全施設等災害復旧事業	暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	-	
	(3)地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	-	
2 団体営農災害復旧事業	(1)農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	-	50 35	
災害関連事業		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業(原則として本災害を超えないもの)	県	施設 50	未定	未定	
			市町村 改良区等	施設 50	-	50	
土地改良施設突発事故復旧事業		突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合に機能回復を行うもの	県	50 [55]	32	18 [13]	ガイドライン ( )は中山間等地域
国営かんがい排水事業		受益面積が3,000ha(畠に係るものは1,000ha)以上であり、かつ、末端支配面積が500ha(畠に係るものは100ha、畠地におけるファームボンド等は20ha)以上の農業用排水施設の整備	国	2/3	17	16.33	ガイドライン (一般型)

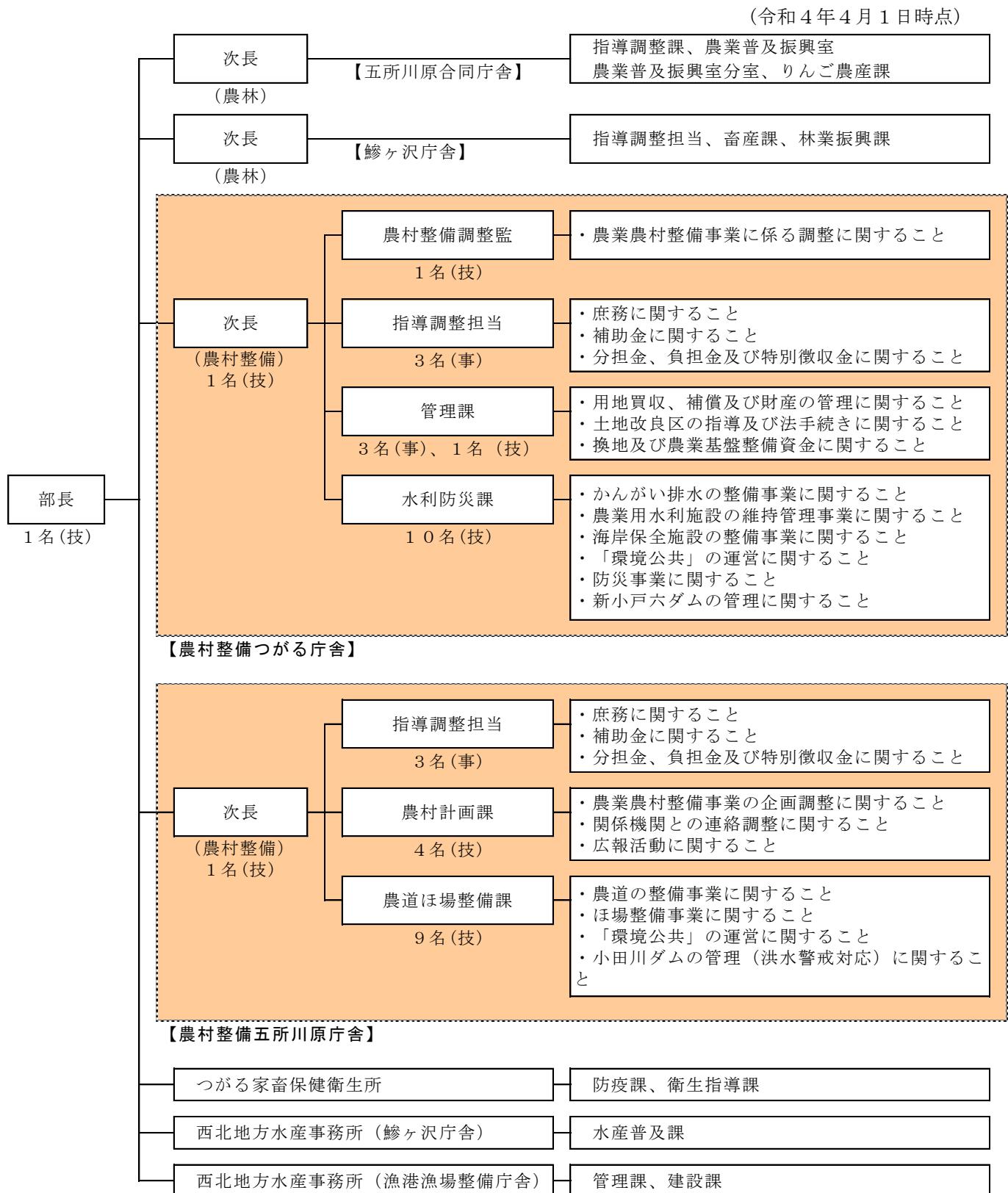
\*1 年度事業費の2.5%(H26以降採択地区)を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

\*2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

### 3 西北管内のダムの諸元一覧表

項目	ダム名	新小戸六ダム	小田川ダム
一般	河川名	一級河川岩木川水系山田川	一級河川岩木川水系旧十川支流小田川
	所在地	つがる市森田町床舞藤山218-2地先	五所川原市金木町喜良市小田川山
	左岸	つがる市森田町床舞鶴喰163-1地先	五所川原市金木町嘉瀬西嘉瀬山
	流域面積	24.07km <sup>2</sup>	16.0km <sup>2</sup>
	計画洪水量	150.63m <sup>3</sup> /s	290m <sup>3</sup> /s
	基準点流量		
ダム	型式	均一型アースダム	中心コア型ロックフィルダム
	堤高	21.82m	31m
	堤頂長	293.98m	203m
	堤頂幅	8m	8m
	堤頂標高	33.32m	105.7m
	堤体積	294.44千m <sup>3</sup>	207.955千m <sup>3</sup>
	上流法勾配	1:2.5、1:4.0	1:2.0
	下流法勾配	1:2.0、1:2.5	1:2.0
貯水池	基礎地盤地質		玄武岩
	湛水面積	240千m <sup>2</sup>	8,650千m <sup>2</sup>
	総貯水量	1,750千m <sup>3</sup>	9,700千m <sup>3</sup>
	堆砂量	100千m <sup>3</sup>	422.4千m <sup>3</sup>
	有効貯水量	1,650千m <sup>3</sup>	9,277.6千m <sup>3</sup>
	防災容量	1,650千m <sup>3</sup>	-
	かんがい容量	(131千m <sup>3</sup> 補給用水466.2ha)	9,277.6千m <sup>3</sup>
	その他容量	-	-
	計画洪水位	31.26m	103m
	常時満水位		
洪水吐	低水位(堆砂位)	17.96m	83.4m
	池敷最低標高		
	型式	側溝水路式自然越流型	ゲート調節式越流堰
	設計洪水量	150.63m <sup>3</sup> /s	290m <sup>3</sup> /s
放流施設	越流水深		
	越流堰長	75.80m	
	ゲート		H6.7m × B5.614m 2門
	減勢方式		
取水施設	型式	非常放流ゲート	取水施設兼用
	放流量	7.5m <sup>3</sup> /s	
	減勢方式		
	ゲート	H2.5m × B2.5m 1門 (土砂吐)	
	操作方法		
	型式	取水ゲート (土砂吐兼用)	斜樋式(地山設置型) φ1,200 2連
事業概要	取水量		2.984m <sup>3</sup> /s
	取水位		103~83.4m
	ゲート	H1.04m × B1.09m 2門	H1.144m × B1.12m 4門 H7m × B1.58m 1門
	事業名	国営農業水利事業	国営農業水利事業
事業概要	地区名	西津軽	小田川
	工期(ダム分)	昭和34年度~昭和41年度	昭和45年度~昭和51年度
	受益面積(戸数)		4,325ha(水田)
	関係市町村	つがる市	五所川原市、中泊町
	総事業費(ダム分)	5億8280万円	15億円

## 4 西北地域県民局地域農林水産部組織図



## 5 西北管内市町農業農村整備担当部署

(令和4年4月1日時点)

市町村名	担当部署		担当業務	所在地・電話番号	
五所川原市	経済部	農村整備課	事業係	〒037-8686 五所川原市字布屋町41-1 TEL 0173-35-2111 (代表) FAX 0173-35-3617 (代表)	
		農林政策課	農政係	農業振興地域整備計画	
	上下水道部	下水道課	排水整備係	農業集落排水事業	
つがる市	経済部	農林水産課	土地改良係	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 TEL 0173-42-2111 (代表) FAX 0173-42-3069 (代表)	
			農政係	農業振興地域整備計画	
	建設部	下水道課	業務係	農業集落排水事業	
			工事係		
			管理係		
鰺ヶ沢町	農林水産課		環境整備班	〒038-2792 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸字鳴戸321 TEL 0173-72-2111 (代表) FAX 0173-72-2374 (代表)	
	水道課		下水道班	農業集落排水事業	
	建設水道課		土地改良係	〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2 TEL 0173-74-2111 (代表) FAX 0173-74-4415 (代表)	
深浦町	農林水産課		農業政策係	多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金 農業振興地域整備計画	
	地域整備課		地域整備係	農業農村整備事業全般 災害復旧事業	
	産業振興課		地域振興係	農業振興地域整備計画	
	上下水道課		農政係	多面的機能支払交付金	
板柳町	上下水道課		業務管理係	農業集落排水事業	
	建設整備課		土木班	農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金	
	産業課		上下水道班	農業集落排水事業	
	農業振興班		農地班	中山間地域等直接支払交付金	
	農地班		農業振興地域整備計画		
鶴田町	農政課		農林基盤整備係	〒038-3595 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1 TEL 0173-22-2111(代表) FAX 0173-22-6007(代表)	
	建設整備課		企画振興係	農業振興地域整備計画	
	産業課		工務係	農業集落排水事業	
	上下水道課		農業農村整備事業全般 災害復旧事業 多面的機能支払交付金 中山間地域等直接支払交付金		
中泊町	農地班		企画振興係	〒037-0308 (上下水道課) 北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木150-43 TEL 0173-57-2350 (上下水道課) FAX 0173-57-3737 (上下水道課)	
	農地班		農業振興地域整備計画		
	農業振興班		農業集落排水事業		

## 6 農林水産省関係機関

(令和4年4月1日時点)

機関名	電話番号 (FAX番号)	住 所
東北農政局 津軽北部二期農業水利事業建設所	0173-69-1010 (0173-69-1030)	〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山 225-1
東北農政局 十三湖農地防災事業建設所	0173-38-3431 (0173-38-3443)	〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-10
東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所	0172-32-8457 (0172-35-3490)	〒036-8214 弘前市大字新寺町 149-2

## 7 西北管内土地改良区一覧表

(令和4年4月1日時点)

土地改良区名	電話番号 (FAX 番号)	住 所	関係市町	受益面積 (ha)
枝川鶴田	0173-22-3333 (0173-22-3583)	〒038-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 196-10	五所川原市、 板柳町、鶴田町	962
廻堰大溜池	0173-22-3201 (0173-22-3201)	〒038-3542 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井 53	つがる市、 鶴田町	319
砂沢溜池	0173-22-3201 (0173-22-3201)	〒038-3542 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井 53	弘前市、つが る市、鶴田町	246
西津軽	0173-42-3166 (0173-42-3159)	〒038-3137 つがる市木造若宮 1	五所川原市、つ がる市、鶴田町	10, 145
白山溜池	0173-37-2711 (0173-37-2711)	〒037-0001 五所川原市大字下岩崎字葛ノ森 10	五所川原市	82
広田堰	0173-35-1193 (0173-35-1193)	〒037-0023 五所川原市大字広田字柳沼 3-5	五所川原市	102
鳴沢	0173-72-5230 (0173-72-5230)	〒038-2701 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋 33 (鳴沢公民館内)	鰺ヶ沢町	233
大田光	0173-56-3912	〒038-3305 つがる市牛潟町柏山 37	つがる市	72
十三湖	0173-57-2708 (0173-57-3614)	〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字宝森 291-2	五所川原市、 中泊町	1, 628
明道	0173-74-3284 (0173-74-3284)	〒038-2321 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上 101- 15	深浦町	60
赤石川	0173-72-4448 (0173-72-4480)	〒038-2753 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町 196-2	鰺ヶ沢町	394
小田川	0173-53-2552 (0173-52-2381)	〒037-0202 五所川原市金木町芦野 210-3	五所川原市、 中泊町	4, 062
五所川原市南部	0173-29-3231 (0173-29-3003)	〒037-0621 五所川原市大字豊成字田子ノ浦 65-6	五所川原市	1, 242
屏風山	0173-42-5124 (0173-42-5127)	〒038-3137 つがる市木造若宮 5-2	つがる市	815
五所川原北部	0173-34-2409 (0173-34-2455)	〒037-0033 五所川原市鎌谷町 506-1	五所川原市、 鶴田町	1, 122
板柳東部	0172-73-3080 (0172-73-3081)	〒038-3662 北津軽郡板柳町大字板柳字土井 219-1	五所川原市、藤崎町 板柳町、鶴田町	953
市浦	0173-27-7751 (0173-27-7752)	〒037-0401 五所川原市相内 349-1 (五所川原市市浦総合支所内)	五所川原市	260
合計				22, 697